

## 生命保険・死亡退職手当金に対する相続税の課税

相続税・贈与税の基礎と最近の税制改正について、ご説明します。

【**生命保険金**に対する相続税の課税】(相続税法第3条、第12条、第15条)

### ① 課税の概要(注1)

被相続人の死亡によって取得した生命保険金又は損害保険金で、その保険料の全部又は一部を被相続人負担していたものは、相続税の課税対象になります。

この死亡保険金の受取人が相続人(相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれない。)である場合は、全ての相続人が、受け取った保険金の合計額が次の算式によって計算した非課税限度額を超える場合は、その超える部分が相続税の課税対象となります。

**500万円 × 法定相続人の数 = 非課税限度額**

### ② 各人に係る課税金額

複数の相続人が保険金を取得した場合の各相続人に課税される金額は、次の算式によって計算した額となります。

$$A - (\text{非課税限度額}) \times A / B = C$$

A: 各相続人が取得した保険金の合計額

B: 各相続人が取得した保険金の合計額の総額

C: 各相続人に課税される保険金の額

【**死亡退職手当金**に対する相続税の課税】(相続税法第3条、第12条、第15条、相続税法基本通達3-18、3-30、3-31)

相続又は遺贈により取得した財産のうち、相続税が課されない主たるものは次のとおりです。

### ① 課税の概要(注2)

被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与(退職手当金等という。)を遺族の方が受け取る場合で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなして相続税の課税対象になります。

## ② 非課税となる退職手当金等(注3)

全ての相続人(相続を放棄した人又は相続権を失った人は含まない。)が取得した退職手当金等を合計した額が、次の算式による非課税限度額以下の場合には相続税は課されません。

**500万円 × 法定相続人の数 = 非課税限度額**



### (注1) 生命保険に対する相続税の課税

・法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいた場合でも、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。

・法定相続人の中に養子がいる場合の法定相続人の数は、次のとおりとなります。

イ 被相続人に実子がいる場合は、養子のうち1人が法定相続人に含まれます。

ロ 被相続人に実子がいない場合は、養子のうち2人が法定相続人に含まれます。

・特別養子縁組等による養子については、上記は適用させません。

・保険金を取得した被相続人の養子(相続を放棄した者を除く。)については、全員保険金の非課税の適用があります。

・相続人以外の者が取得した死亡保険金には、非課税の適用はありません。

・保険契約上の受取人以外の者が遺産分割協議等によって保険金を受け取った場合は、契約上の受取人から贈与を受けたことになり、贈与税が課されます。

### (注2) 死亡退職手当金に対する相続税の課税

・退職手当金等とは、受け取る名目に係わらず実質的に被相続人の退職手当金等として支給される金品をいいます。したがって、現物で支給された場合も含まれます。

・被相続人の死亡によって受ける弔慰金や花輪代、葬祭料などについては、通常相続税の課税対象になることはありません。ただし、次に該当する場合は、相続税の課税関係が生じます(相続税法第3条、相続税法基本通達3-18から20)。

- イ 被相続人の雇用主などから弔慰金などの名目で受け取った金銭などのうち、実質上退職手当金等に相当すると認められる部分
- ロ 上記イ以外の部分については、次に掲げる金額を弔慰金等に相当する金額とし、その金額を超える部分に相当する金額は退職手当金等として相続税の課税対象となります。
  - a 被相続人の死亡が業務上の死亡である時は、被相続人の死亡当時の普通給与の3年分に相当する額
  - b 被相続人の死亡が業務上の死亡でない時は、被相続人の死亡当時の普通給与の半年分に相当する額

なお、普通給与とは、棒給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当等の合計額をいいます。

**(注3) 非課税となる退職手当金等**

- ・法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいた場合でも、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。
- ・法定相続人の中に養子がいる場合の法定相続人の数は、次のとおりとなります。
  - イ 被相続人に実子がいる場合は、養子のうち1人が法定相続人に含まれます。
  - ロ 被相続人に実子がない場合は、養子のうち2人が法定相続人に含まれます。
- ・特別養子縁組等による養子については、上記は適用させません。
- ・退職手当金を取得した被相続人の養子(相続を放棄した者を除く。)については、全員退職手当金の非課税の適用があります。
- ・相続人以外の者が取得した退職手当金には、非課税の適用はありません。